

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100786号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100039号

第1 結論

昭和59年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年7月及び同年8月

私は、ひとつめの会社を退職した直後の昭和59年7月にA市役所で、国民年金の加入手続きを行い、現金で国民年金保険料を納付した。その後、同年9月頃に役所から年金担当の方が来宅し、保険料を支払っていない旨告げられたが、その場で納付済であることを伝えた。その日のうちに連絡があり、納付を確認したこと、システム等の変更により混乱している旨の説明を受けており、その時点で国民年金保険料は納付済であるはずなので、調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和59年7月にA市役所にて、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)に関する国民年金被保険者資格取得日を昭和59年7月1日とする入力処理が、平成2年5月8日に行われていることから、請求者の国民年金の加入手続きは、平成2年5月頃に初めて行われたと推認でき、国民年金の加入手続き時点においては、時効により、請求期間に係る保険料を納付することはできない。

また、A市役所は、請求者が国民年金の加入手続きを行った事実及び請求期間の保険料納付に係る資料は保存年限経過のため確認できない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者の国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認できない。

加えて、請求者は、昭和59年9月頃に、請求期間に係る未納保険料について、役所の年金担当職員から、納付を確認したこととシステム等の大幅な変更があった旨の説明を受けたと主張しているところ、請求期間当時、現年度保険料の収納業務を行っていたA市役所は、電算化

した時期は平成2年4月であり、昭和59年9月頃にはシステムの変更等はなかった旨回答しており、請求者が主張するような事実は確認できない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。